

いっしょに考えよう いじめ問題 ～かけがえのない子どもたちのために～

指導課 (☎354-8256 FAX354-8475)
人権・同和教育課 (☎354-8253 FAX354-8308)

「いじめ」は重大な人権侵害であり、命にかかわる問題です。

暴行や恐喝、金銭・物品の強要などは、「犯罪」です。

子どもの気持ちに寄り添いながら様子をしっかりと見ていると、ちょっとした言動の変化に気付き、子どもからのサインを感じとることができます。

子どもたちがいじめの被害者にも加害者にもならないために、子どもの様子を気にかけるようにしましょう。

■子どもたちのサイン

いじめられているとき

- 食欲がなくなる
- 登校を渋る
- 眠れていない
- 会話が少なくなる
- よく持ち物がなくなる など



いじめているとき

- 他人の悪口を言う
- 他人を馬鹿にする
- 顔つきが厳しくなる
- 言葉づかいが乱暴になる
- 家族との会話を嫌がる など



このようなサインも・・・

- 「○○さんがかわいそうだ」と言う
- 学校の話をするとうるさがる など

「なんとかしたい」と思いながらどうすることもできずに悩んでいる子、「自分には関係ない」と黙って見ている子、それがいじめと気が付かない子などがあることも考えられます。

■いじめに関するリーフレット

毎年、小・中学校の保護者に配布しています。



■子どものサインに気が付いたら

- いじめは、いじめている側に問題があるという姿勢で話を聴きましょう
- 一緒に解決する方法を考えましょう
- 事実を整理して、学校、いじめ・体罰等相談窓口 (☎354-8169) などに相談しましょう

有料
広告
掲載
欄

お子さまの教育資金を「国の教育ローン」(日本政策金融公庫)がサポート!

高校、大学等への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。

【ご融資額】お子さま1人あたり**350万円以内**

【金利】年**1.71%** 固定金利

※「母子家庭」、「父子家庭」「世帯年収200万円(所得122万円)以内の方」または「子ども3人以上の世帯かつ世帯年収500万円(所得346万円)以内の方」は年1.31%(令和元年9月2日現在)

【ご返済期間】**15年以内**

※「交通遺児家庭」、「母子家庭」、「父子家庭」「世帯年収200万円(所得122万円)以内の方」または「子ども3人以上の世帯かつ世帯年収500万円(所得346万円)以内の方」は18年以内

【お使いみち】入学金、授業料、教科書代、アパート・マンションの敷金・家賃など

【ご返済方法】毎月元利均等返済(ボーナス時増額返済も可能)

【保証】(公財)教育資金融資保証基金(連帯保証人による保証も可能)



日本政策金融公庫 四日市支店

☎ 059-352-3122 平日9:00~17:00

三重県四日市市諏訪栄町1-12 朝日生命四日市ビル2階

詳しくはWebで! 「国の教育ローン」 検索

【ご相談・お問い合わせは】教育ローンコールセンター

0570-008656

ハローコール

月～金曜日/9:00~21:00、土曜日/9:00~17:00

本欄は広告であり、広告の内容に関する一切の責任は広告主に帰属します。